

国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン
【補足説明】

平成 30 年 7 月（改定）

内閣官房 国土強靱化推進室

はじめに

国土強靱化貢献団体の認証に関しては、「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に、認証を行う組織が備えるべき要件及び当該組織が認証を行う際の要件について考え方が示されている。以下では、この国土強靱化貢献団体の認証の事務をより適切に行うため、ガイドラインの記載事項の補足説明として必要な事項を定めることとする。

ガイドライン「I. はじめに」の「1. 目的」に記載されているとおり、国土強靱化貢献団体の認証制度は、国土強靱化の取組を実効あるものとするを目的とするものであり、ガイドラインにもとづくアプローチとして、必要に応じ、実績や仕組みの有効性について検証を行い、新しい対応を検討することとされている。したがって、認証組織には、単に個々の事業継続の認証事務を実施するに留まらず、国土強靱化の取組全体の趣旨を理解し、それを実効あるものとするため、よりよい制度の構築に向けて内閣官房国土強靱化推進室（以下「強靱化推進室」という。）と常に連携して国土強靱化施策の推進に協力することが期待されている。

1. 「認証組織の要件」について

ガイドライン中の「Ⅲ. 認証組織の要件」について、下記のとおり補足する。

(1) 「中立、公平性、透明性」に係る解説

認証組織は、中立、公平性、透明性を担保するため、下記の条件を満たすものとする。

- ① 定款に基づいて開催される理事会等において、本制度の運営に関する事項について適切に審議・報告及び決定することができること
- ② 責任ある認証を行うため、認証プロセス全般に関わる者の責任及び権限を明確に位置付ける規定等を適切に設定すること
- ③ 外部有識者からなる制度運営を監視する委員会を設け、少なくとも年一回、定期的に開催し、事業計画、事業実施状況を報告し、制度運営における中立、公平性、透明性を担保すること
- ④ 外部有識者からなる認証審査を判断する委員会を設け、専門知識を有する委員の意見に基づいて審査を行うこと
- ⑤ 審査の透明性を担保するため、募集要項（審査・登録等に要する費用についての定めを含む。）、審査基準、認証状況等本制度の運営に関わる事項を適切に情報開示すること
- ⑥ 制度の運営に支障がないよう健全な財務状態を維持するとともに、以下の業務及び財務に関する資料もしくはこれに準ずる資料を適正に作成し、原則として一般の閲覧に供していること

- －一定款又は寄付行為
 - －役員名簿
 - －事業報告書
 - －収支計算書
 - －正味財産増減計算書
 - －貸借対照表
 - －財産目録
- ⑦ 本制度に係る損益を区分して適切に経理処理すること
- ⑧ 本制度に関連して事業者から入手した内部情報の機密を保持すること
- ⑨ 本制度の運用について苦情又は異議申し立てが行われた場合には適切な対応ができるよう、体制を整備すること
- ⑩ 強靱化推進室に対して、毎年度本制度に係る事業実施状況（財務状況を含む）、運営委員会等における検討結果など制度運営上の課題や今後の取組などについて報告を行うこと。また、強靱化推進室の求めに応じて適宜必要事項の報告を行うこと

（２）「経験」に係る解説

ここでいう「国土強靱化に関して政府と連携して施策に携わった経験」とは、国土強靱化基本計画に記された政策に関し、政府と連携して施策に携わった経験を指す。

この認証制度の目的は、単に事業継続及び社会貢献について認証を行うことではなく、これをきっかけに企業等においてより幅広い国土強靱化の取組が行われるようにすることである。また、この認証の仕組みも、必要に応じ、よりよい制度に向けて再検討することとしており、認証組織には関係者との連携のあり方等について政府との意見交換を行う役割も期待される。したがって、認証組織には国土強靱化に関する一定程度以上の理解が求められる。

ここでの経験の有無については、政府との連携の度合いやそれによって生み出された成果、その他国土強靱化の取組への理解度を総合的に勘案して判断するものとする。

（３）「セミナー、シンポジウム等の機会の提供」に係る解説

「国土の強靱化に関して有用なセミナー、シンポジウム等の機会を提供すること」とは、認証組織が認証を受けた団体に対して行う必要な情報提供の一環として開催するセミナー、シンポジウム等に関して、国土強靱化の取り組みを促進するために適切なテーマ設定ができる体制を有するとともに、効果的な企画のもとに実施することを指す。

この要件への適合性は、当該団体がこれまで実施してきたセミナー、シンポジウム等におけるテーマ設定の適切性、内容の質の高さ、規模・開催頻度・地域的な広がり、社会的なアピールの大きさ等の実績をもとに、記載された計画と提供体制の内容を総合的に勘案して判断するものとする。

(4) 「国土強靱化に必要な仕組みの検討」に係る解説

ここでは、国土強靱化の推進の観点から望ましい仕組みについて検討し、政府、関係者（国土強靱化貢献団体等を含む）との連携の在り方、及びその中で自らが担うべき役割等について政府と意見交換を行うことを指す。認証組織には、認証制度の運用等を通して関係者から事業継続や社会貢献のみならず国土強靱化に関する幅広い意見や要望等を抽出し、制度の在り方等を検討することが求められる。

この要件への適合性は、国土強靱化全般や事業継続、社会貢献に関する現状、制度のあり方、及びその中で自己の担う役割についての認識等について「認証組織としての説明書」等を参照して判断するが、認証組織は、その活動を行う期間中、政府と継続的に十分な意見交換を行っていく必要がある。

2. 認証組織の公表等

(1) 強靱化推進室は、以下の手続きを経たものを認証組織として公表する。

① 認証組織となることを希望する者は、その旨を強靱化推進室に連絡をした上で、以下の必要書類を作成し、強靱化推進室に送付する（認証組織としての説明書以外は案で差し支えない。ただし、正式に決定された場合、決定されたものを遅滞なく提出すること）。

- ・ 認証組織としての説明書
- ・ 審査基準（審査に求める書類、確認する項目、確認手法、合否判断の考え方等）
- ・ 外部委員による審査委員会の設置要項、委員名簿及び委員選定の考え方
- ・ 募集要項

② 強靱化推進室は、当該団体がガイドラインのⅢに定める認証組織の要件を満たすものであるか否かについて確認する。その際、必要に応じて追加資料の提出及び責任者等に対する面接を求める事ができる。

③ 強靱化推進室は、当該団体がガイドラインの要件を満たすものであることを確認した場合には、強靱化推進室のHPにて、認証組織としてその団体名を公表する。

(2) 強靱化推進室がそのHP上で行う国土強靱化貢献団体の公表・広報は、(1)で定める認証組織により認証された企業・団体についてのみとする。

(3) 認証組織において、ガイドラインに沿った活動を行っていないと認められる場合には、強靱化推進室は、認証組織に対して改善を求めることができるものとし、それに従わない場合には、認証組織としての扱いを取りやめるとともに、その旨、強靱化推進室のHP上で公表するものとする。

以上